

室戸市産後ケア事業のお知らせ

H31年4月より、産後のお母さん・赤ちゃんのための『産後ケア事業』が始まります。
室戸市で子育てする方を応援します！ぜひご活用ください♪

♥利用できる方

室戸市に住民票がある産後4か月未満のお母さんとお子さんで下記に該当する方

- ・産後の疲れや育児に不安を感じている方
- ・産後の日常生活への助言や支援を求めている方
- ・お母さん、お子さんともに医療行為が必要ない方



♥サービス内容

助産師が自宅へ訪問し、育児や授乳方法等の指導、お母さんの不安の解消など以下のような支援を受けることができます。

からだのサポート : お母さんの体調管理、授乳相談など

こころのサポート : 育児相談、お母さんの心の休養など

育児のサポート : 沐浴方法や授乳方法の指導、発育・発達に関する事など



♥利用回数・時間

原則：2回まで

訪問時間は、月～金（祝日・年末年始を除く）

10時から16時の間で調整させていただきます。（1回の利用時間：2時間程度）

里帰りされる場合も高知県内であれば場所によって対応可能です。ご相談下さい。



♥利用料について

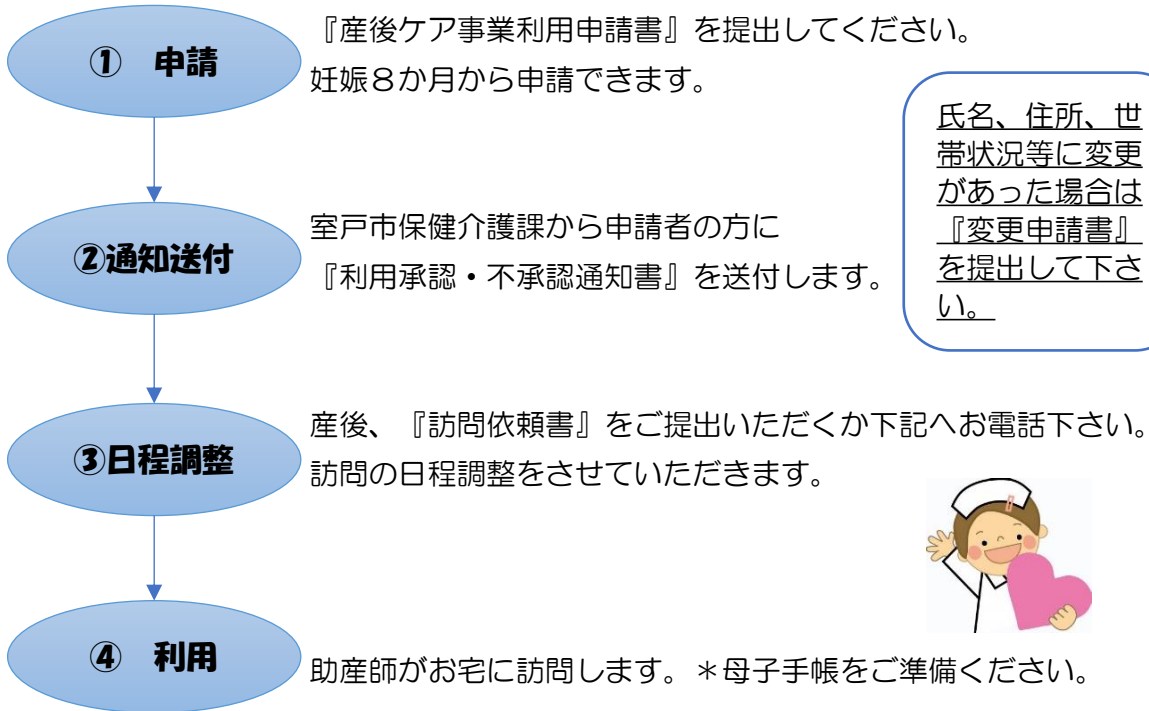
1回：500円

（市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料となります。ただし、市民税非課税世帯の方で市の台帳で確認できない場合は別途の書類の提出が必要となる場合があります。

また、生活保護世帯の方は、生活保護受給証明書の提出が必要となります。）



♥利用の流れ



♥利用料の支払い方法

サービスを利用した日から2週間以内に室戸市保健介護課からお送りする納入通知書により、お支払いください。

(四国銀行、各出張所・市民館で払込可。手数料無料)

☆申請窓口・お問い合わせ先☆

室戸市保健介護課 健康推進班

〒781-7109

室戸市領家87番地

保健福祉センターやすらぎ

TEL 0887-22-3100

